

はる訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、一般社団法人はる訪問看護ステーションが開設する、はる訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施にあたっては、関係市長村、地域の医療、保険、福祉サービス機関との密接な連携に努め、努力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所（サテライトを含む）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
はる訪問看護ステーション	神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町 1-23-16 カーサ小山 202 号室
はる訪問看護ステーション 戸塚サテライト	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 4137 番地パレス SI102 号室

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者：看護師若しくは保健師 1 人

事業所の従業者及び事業の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

ただし、管理上支障がない場合は、事業所等の他の業務に従事することができる。

（2）看護師等

ア 看護職員：看護師 常勤換算 2.5 人以上（内、常勤職員 1 名以上）

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

イ 理学療法士等：業務運営上必要とする適当数

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてリハビリテーションを担当する。

なお、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員と理学療法士等が連携して作成する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月4日までを除く
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、24時間常時電話等による連絡が可能な体制とする
(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用者または家族から当事業所に直接連絡があった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう助言する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、事業所から行政等の関係機関に調整を求め対処する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の援助
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 療養生活や介護方法の指導・助言
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置等

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 死後の処置料は、12,000円(税込)とする。
- 3 利用者の都合により訪問がキャンセルとなった場合には、次のキャンセル料(税込)を徴収する。
 - (1) 訪問予定日の前日：当該利用者に係る訪問看護基本療養費の8割の額
 - (2) 訪問予定日の当日：当該利用者に係る訪問看護基本療養費と同額
- 4 通常の営業日以外に利用者からの希望により訪問を実施した場合には、1回の訪問につき、4,000円(税込)を徴収する。
- 5 利用者から利用料等を徴収した場合は、個別項目を記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

はる訪問看護ステーション	横浜市保土ヶ谷区、横浜市南区を基準とし、周辺区については相談に応じる。
はる訪問看護ステーション 戸塚サテライト	横浜市戸塚区、横浜市栄区、横浜市泉区を基準とし、周辺区については相談に応じる。

（緊急時等における対処方法）

第10条 指定訪問看護等の提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。

主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をするものとする。

（苦情処理）

第11条 利用者等からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、事業等に関する要望・苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 提供した事業等に関し、市町村・国民健康保険団体連合会等の関係機関からの質問若しくは照会・調査に対しては適切に対応するとともに、当該関係機関から助言・指導等を受けた場合には必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第12条 事業等の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係行政機関等への報告を行う。

2 前項の事故の状況及び処置の内容は正確に記録するとともに、その後の対応については関係行政機関等からの指示に従う。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第13条 利用者またはその家族の業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 前項の個人情報については利用者へのサービスの提供以外の目的には利用しないものとし、サービスの提供に関して関係機関等への個人情報の提供が必要な場合には、必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第14条 当訪問看護ステーションは社会的使命を十分認識し、職員の質の向上を図るため、積極的に職員研修の機会を設け、また、業務や体制を整備するため、適宜カンファレンス・全体会を開き、職員間の情報の共有と意思疎通を図る。

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報等の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人はる訪問看護ステーション代表理事、理事及び事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年3月1日から施行する。(運営日以外の訪問料の項目を追加)

この規程は、平成26年6月1日から施行する。(訪問交通費の変更)

この規程は、令和1年10月1日から施行する。(訪問交通費の変更)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。(医療保険適用事業所の規程に変更)

この規程は、令和3年11月1日から施行する。(運営日以外の訪問料の変更)

この規定は、令和7年2月1日から施行する。(事業所の名称等・実施地域の変更)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。(訪問交通費の変更)

この規程は、令和8年3月1日から施行する。(訪問交通費の廃止)